

平成31年度

(2019年度)

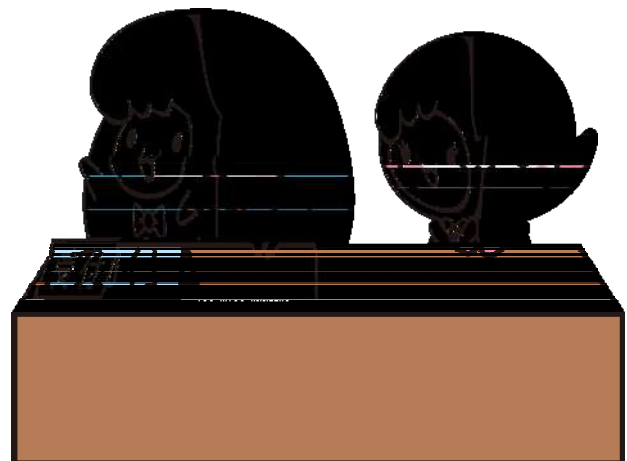
荒川区中小企業融資制度のご案内

荒川区では、区内産業の振興を図るとともに、区内中小企業の事業経営の安定と経営基盤の強化を支援するために、区内中小企業の皆さんが、荒川区取扱金融機関から必要な事業資金を低利で受けられるよう、融資をあっせんする制度を設けています。

この制度は、区のアっせんを受けた皆さんの融資申込みを、金融機関や東京信用保証協会が審査した後、融資が実行された場合に、区が利子の一部や信用保証料の全額または一部を補助するものです。

制度の詳細、セーフティネット保証に関するお問合せ

荒川区産業経済部
経営支援課融資係
(荒川区役所 6階 番窓口)
〒116-8501
荒川区荒川二丁目2番3号
TEL 3802-3111
(内線) 467・475
FAX 3803-2333



○この制度を利用できる方は

次に掲げる1～6のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1 荒川区内に住所又は事業所がある中小企業者等であること (P.12 Q 8 参照)
 - 【個人の場合】住所又は営業の本拠地があること
 - 事業主の住所が区外の場合には、荒川区に住民税(区民税の事業所課税分)を納付していること
 - 【法人の場合】本社登記かつ営業の本拠地があること
 - 区内に本社登記があっても、営業又は活動実態がない場合や確認できない場合は対象になりません。
- 2 荒川区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること
 - (1年未満の中小企業者は、創業支援融資をご利用できる場合があります。)
- 3 申込みをする日までに納付すべき各種税金等を完納等していること(証明書取得は P.12 Q 9 参照)
 - 【個人の場合】住民税(区民税)・荒川区国民健康保険料・所得税等
 - 【法人の場合】法人税・事業税等
- 4 東京信用保証協会の保証対象業種であること (P.11 Q 2 参照)
- 5 許認可・届出等を要する事業を営んでいる場合は、その許認可等を受けている又は受けること
 - サラリーマンの副業と見られるもの、生活資金、借入金の返済資金、納税資金等は対象になりません。
- 6 下表の事業規模に該当すること(従業員数又は資本金のどちらかが該当していれば対象になります。)

業 種	資本金	従業員数(小規模企業者)
製造業等(建設業・運送業・不動産業・印刷業等を含む)	3億円以下	300人(20人)以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)		900人 ¹⁾ (20人)以下
卸売業	1億円以下	100人(5人)以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人(5人)以下
サービス業		100人(5人)以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人(20人)以下
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5千万円以下	100人(20人 ²⁾)以下
旅館業		200人 ³⁾ (20人)以下
医業を主たる事業とする法人(医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等)		300人(20人)以下

(備考) 家族従業員、会社役員は従業員に含みませんが、パート・アルバイト等でも事業上不可欠な人員は従業員に含みます。

特定非営利活動法人(NPO法人)の場合:¹⁾ 300人 ²⁾ 5人 ³⁾ 100人となり、それ以外は記載の従業員数になります。

○資金使途について

資金使途は、事業経営に必要な下記の運転資金又は設備資金であること

【運転資金】商品・原材料の仕入、外注費、従業員の給料、地代・家賃、リース料等の短期的・流動的な資金
(あっせん限度額は、原則としてそれらの4か月相当分以内です。)

【設備資金】機械・設備等購入、店舗や工場等の改築等や更新料・保証金(住宅併用の場合には、事業所部分のみ対象)等の長期的・固定的な資金(あっせん限度額は見積書の見積金額以内です。)

車両の購入は、商用車(1・4ナンバー)、事業専用の特殊車両(8ナンバー)に限ります。タクシー業は、乗用車(3・5ナンバー)でも可能(あっせん限度額は400万円以内、返済期間は4年以内です。)

介護施設等の利用者の送迎用車両については、乗用車(3・5ナンバー)でも可能(ご利用時相談下さい)

機械及び車両を購入する場合等には、見積書、カタログ等が必要です。(P.9・P.10の11参照)

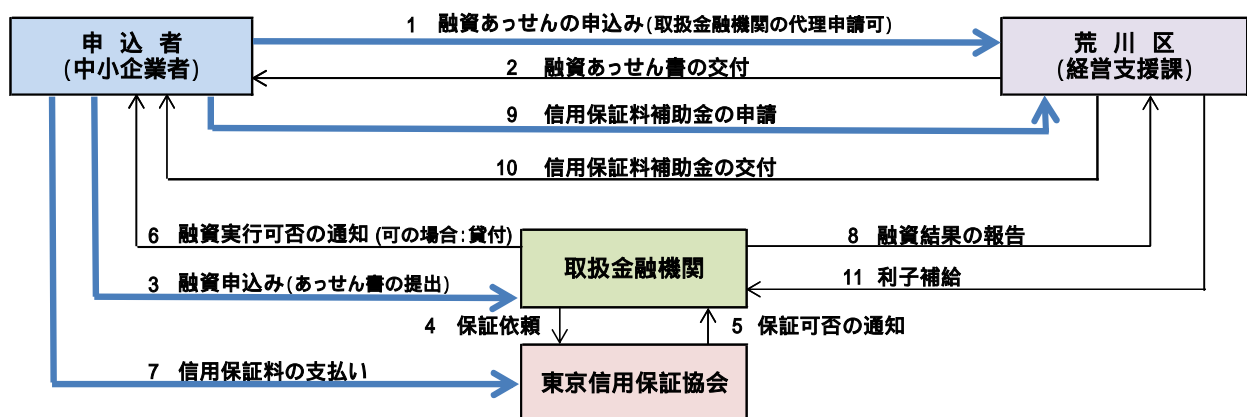
購入済み、支払済みの設備等については、原則として融資の対象になりません。

○申込みから貸付けまで

経営支援課の融資専門相談員（税理士、中小企業診断士等）又は融資相談員に利用要件の確認などの事前説明を受け、申込書類等を受領した後、

- 1 申込者は、荒川区所定の融資あっせん申込書に必要書類等を添えて、経営支援課に提出してください。
(P.9・P.10 参照、P.11 Q 1、Q 3 参照)
- 2 経営支援課は、書類等により利用要件等を審査し、融資あっせん書を交付します。(あっせんに先立ち、事前調査や企業診断を行う場合があります。)(P.11 Q 7 参照)
- 3 申込者は、金融機関に融資あっせん書等を提出し、融資申込みの手続をしてください。
- 4 金融機関は、経営内容等を審査し、必要に応じて東京信用保証協会へ保証の依頼をします。
- 5 東京信用保証協会は、保証の可否を審査し、金融機関へ結果を通知します。
- 6 金融機関は、融資実行の可否について申込者に連絡し、実行可の場合には融資をします。
(東京信用保証協会の審査により、融資金額が減額されたり、融資を受けられない場合があります。)
- 7 申込者は、融資実行時に融資を受ける金融機関を通じて東京信用保証協会に信用保証料を支払います。
- 8 金融機関は、荒川区に融資結果の報告をします。
- 9 申込者は、東京信用保証協会に支払った信用保証料補助金の交付を荒川区に申請します。
(信用保証料補助金交付申請書は、融資あっせんの際にあらかじめ提出していただきます。)
- 10 荒川区は、金融機関からの融資結果報告を受け、所定の申込者口座に信用保証料補助金を振込みます。
(P.11 Q 4 参照)
- 11 荒川区は、金融機関へ利子補給を行います。(P.8 の4 参照)

<区制度融資の流れ>



東京信用保証協会とは

中小企業者の皆さんが金融機関から事業資金を借入する場合に、「保証人」となって皆さんの資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

保証にあたっては、保証資格、経営者の意欲や信頼性、資金用途とその効果、返済能力などを重視して審査します。また、保証を受ける場合には、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。

日頃から帳票を整理して適正な経理を行い、経営内容を十分に把握しておくことをお奨めします。

荒川区制度融資一覧 (詳細については、経営支援課融資係にご相談又はお問い合わせください。)

融資の種類		ご利用いただける方
普通融資	運転資金融資	中小企業者等
	設備資金融資	コミュニティビジネス支援措置(介護福祉等の地域貢献活動による事業資金)
	小規模企業資金融資 全国統一保証制度の小口零細企業保証制度に沿った融資(責任共有制度対象外)	信用保証協会の保証残高が 2,000 万円以下(新規申込額を含む。)で、次のいずれかに該当する中小企業者 事前に信用保証協会の保証残高を確認する必要があります。 (1) 常時使用する従業員数が 20 人(卸売業、小売業又はサービス業は 5 人)以下の法人又は個人 (2) 東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合または、その組合員の 3 分の 2 以上が東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合 (3) 組合員の数が 20 人以下の企業組合 (4) 常時使用する従業員数が 20 人以下の協業組合 ただし、(2)から(4)までの組合は、組合員全員が区内に事業所を有している事業者であること (5) 常時使用する従業員数が 20 人以下の医業を主たる事業とする法人 ただし、(1)から(4)までに掲げる事業者を除く。
	借換	原則として元金返済を 6 か月以上継続している区制度融資等(100%保証)の残債を一本化するもの 借換残高に運転資金を上乗せするもので、残債のみの借換はできません。
特別融資	環境保全対策融資	環境保全対策等に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) ISO14000シリーズ及びISO50001シリーズの資格を取得するために必要な経費 (2) 省エネルギー及び資源リサイクルをするために必要な経費 (3) 緑化推進を行うために必要な経費 (4) 事業所内のバリアフリーを行うために必要な経費 (5) 健康増進に(受動喫煙の防止措置等)取り組むために必要な経費 (6) 公害の発生及び被害防止のために必要な経費 (7) 低公害車を購入するために必要な経費 (1)～(5)については、区が行う企業診断等により認められた方 (6)については、事前に環境課で公害防止計画書に基づく審査を受け、適切と認められた方
	IT支援融資	ITの導入や活用を進めることによって経営の効率化を図ろうとする中小企業者 必要により事業計画(第 30 号様式)について区が行う中小企業診断士による相談や企業診断により認められる方
	施設・設備近代化融資	施設、設備の近代化に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 機械、設備等を近代化し、経営の活性化に必要な資金 (施設改修を含む場合には、機械、設備等の近代化に係る費用を超えない範囲とする。) (2) 市街地再開発等事業の施行に伴い、作業場、店舗の新築、改築等を行うために必要な資金
	経営基盤強化融資	景気低迷や取引先の倒産、金融環境の変化等により事業活動に影響を受け、経営の基盤強化に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 景気低迷の影響を受け、最近3か月間 ¹⁾ の売上高等が前年同期と比較して減少している (2) 取引先の倒産等により、回収不能売掛債権を有している (3) 取引先の支払い方法の変更等により資金繰りに困難をきたしている ア 売掛金の増加によって、今期の現金回収期間が前期より長期化している イ 受取手形等の増加によって、今期の現金化期間が前期より長期化している (4) 取引先金融機関の破綻等により、資金繰りに困難をきたしている (5) 火災等 ²⁾ により事業施設や資材等に損害が生じ緊急に復旧のための資金を必要としている
	小規模企業特別支援融資	常時使用する従業員数が 20 人(卸売業、小売業又はサービス業は 5 人)以下の小規模事業者

1) 申込月の前月とその前2か月間(前月の会計処理が済んでいない場合は、前々月とその前2か月)

2) 損害を事由とするために、消防署等の交付する罹災証明書が必要になります。

あっせん利率等は、金融情勢の変化に伴い、改定される場合があります。

資金用途	融資限度額	表面金利 1.9%		返済期間 (据置期間1年を含む)	保証人 及び担保	信用保証 料補助	
		本人負担	区負担				
運転資金	2,000万円	1.4%	0.5%	8年以内		1/2 補助	
設備資金	2,500万円	1.4%	0.5%	10年以内			
運転資金 設備資金 運転・設備併用	2,000万円	0.6%	1.3%	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 運転・設備併用 7年以内 【借換の場合】 据置期間:なし		全額補助	
運転資金						本人負担	
設備資金 (1)のみ 運転・設備併用 可能	1,500万円	0.9%	1.0%	設備資金 7年以内 運転・設備併用 5年以内		[個人] 原則とし て不要 [法人] 原則とし て代表者	全額補助 ³⁾
設備資金	1,500万円	0.5%	1.4%	7年以内		[担保] 必要に応 じて	全額補助 ³⁾
設備資金	1,500万円	0.5%	1.4%	7年以内			全額補助 ³⁾
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,250万円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 運転・設備併用 5年以内			全額補助 ³⁾
運転資金 設備資金 運転・設備併用	500万円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 運転・設備併用 5年以内			全額補助 ³⁾

³⁾ 信用保証料は、特別融資3本目の利用から補助率が1/2になります。

融資の種類、ご利用いただける方の要件、融資条件等の概要は下記のとおりです。
 詳細については、経営支援課融資係にご相談又はお問い合わせください。

融資の種類		ご利用いただける方
特別融資	季節資金融資	次のいずれかの資金を一時的に必要とする中小企業者 (1) 夏季資金 (申込期間) 平成 31 年 6 月 3 日から同年 7 月 31 日まで (2) 年末資金 (申込期間) 平成 31 年 10 月 1 日から同年 11 月 29 日まで (3) 年度末資金 (申込期間) 平成 32 年 1 月 10 日から同年 3 月 6 日まで
	創業支援融資	事業を営んでいない方が、荒川区区内において、新たに事業を創業しようとする場合(創業した日から 1 年未満のものを含む。)で、次のすべてを満たすこと。 (1) 新たに営もうとする事業は、信用保証協会の保証対象業種に属する事業 ¹⁾ である。 (2) 許認可等を必要とする事業の場合には、その許認可等を受けている又は取得可能である。 (3) 法人として事業を営もうとする場合には、区内で本社登記(事業実態を伴う。)をする。 (4) 具体的な事業計画(第 23 号様式)を有し、その計画に基づいて区が行う企業診断等により認められること。
	新分野進出等支援融資	新製品・新技術の開発や成長・発展の可能性のある分野への進出等を行い、経営の活性化を図ろうとする方で、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 新製品・新技術の研究開発や需要の開拓又は発展の可能性のある分野への進出等に具体的計画(第 26・27 号様式)を有し、区が行う企業診断等で適切と認められること (2) 東京都知事等の承認を受けた経営革新計画を有し、その計画に基づく資金
	事業承継支援融資	次のいずれかに該当し、区が事業計画(第 38 号様式)を審査して適切と認められる中小企業者 (1) 事業承継を 5 年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組む方 (2) 事業承継を行ってから 5 年を経過していない事業者で、事業計画を策定して経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む方 (3) 経営承継関連保証に係る東京都知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成 20 年法律第 33 号)第 12 条第 1 項に係る認定)を受けた方
	店舗等改善資金融資	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 区内の商業者(卸売業・小売業、サービス業<身近な生活を支えるものに限る>)で、荒川区又は東京都が行っている商店街等の活性化に関する補助を受けて行う店舗の改装など (2) 開店後 2 年以内の大型店について対策を行う小売業者(飲食業を除く。)
	工場・社員住宅等建設資金融資	製造業を営んでいる中小企業者で、区内において工場又は社員住宅(2 戸以上)等の新築又は建替え等を行い、経営の活性化を図ろうとする方
	経営改善借換融資	現在返済している区制度融資の残額を、一本にまとめて借換することにより、毎月の返済負担を軽減することができる方で、借り換える区制度融資は、原則として元金返済を 6 か月以上継続していること。(P.7 の 2 参照) (1) 借換のみを行う場合には、借換する区制度融資は複数とし、残額の合計金額とする (2) 新たに資金を追加する場合には、追加する資金と借換する区制度融資の合計金額で、新たに追加する資金は 500 万円を限度とする。ただし、毎月の返済金額が借換される区制度融資の毎月の返済合計金額の範囲内とする
	共同化融資	区内の中小企業者により組織された団体が共同事業を行う場合

¹⁾ 特定非営利活動法人(NPO 法人)は、創業支援融資の保証対象となっていないためご利用できません。

あっせん利率等は、金融情勢の変化に伴い、改定される場合があります。

資金使途	融資限度額	表面金利 1.9%		返済期間 (据置期間1年を含む)	保証人 及び担保	信用保証 料補助
		本人負担	区負担			
運転資金	500万円	0.5%	1.4%	1年以内(据置期間6か月を含む)	[個人] 原則として不要 [法人] 原則として代表者 [担保] 必要に応じて	全額補助 ²⁾
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 運転・設備併用 5年以内		全額補助
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 運転・設備併用 5年以内		全額補助 ²⁾
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 運転・設備併用 7年以内		全額補助
設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.6%	1.3%	設備資金 7年以内 運転・設備併用 5年以内		全額補助 ²⁾
設備資金	4,000万円 (4,000万円を 限度として加 算制度あり)	0.6%	1.3%	10年以内		全額補助 ²⁾ (申込額1,500 万円以内に相 当する部分に 限る。)
運転資金	3,000万円 (追加資金は 500万円以 内)	0.6%	1.3%	7年以内(据置期間なし)		本人負担
運転資金 設備資金	運転資金 1,000万円 設備資金 1億円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	理事又は 役員全員	全額補助 ²⁾ (申込額3,000 万円以内に相 当する部分に 限る。)

²⁾ 信用保証料は、特別融資3本目の利用から補助率が1/2になります。

融資あっせんの申込みにあたって

1 区の融資を利用するには

区の融資制度は、ご利用中の融資残高と新たに申込み融資金額の合計金額が8,000万円以内であれば、下記の融資を利用することができます。

- (1) 普通融資：融資限度額の範囲内で、繰り返し利用することができます。
(ただし、小規模企業資金融資は、保証協会の保証残高を含めて2,000万円以内となります。)
- (2) 特別融資：各要件を満たしていれば、それぞれ利用することができます。
(ただし、環境保全対策融資、経営改善借換融資及び共同化融資を除き、ご利用中の返済が完了するまでは、新たに融資を申込みことはできません。)

融資の資金使途が運転資金である場合には、次のことにご注意ください。

ア 複数の融資を同時に申込みことはできません。

(ただし、経営改善借換融資で上乗せしなかった[残債の合計金額の借換のみ]場合には、他の融資によって運転資金を同時に申込みことができます。)

イ 前回利用した運転資金の借入日から4か月以上経過しなければ、新たな運転資金を申込みことはできません。

ウ 融資の種類及び資金使途にかかわらず、繰上完済日から4か月以上経過しなければ、新たな運転資金を申込みことはできません。

(ただし、貸付実行時から2年以上経過した融資又は借入金の4分の3以上を返済した融資を繰上完済した場合は除きます。)

2 借換(元金返済を6か月以上継続している区融資の残債を一本化)

ご利用中の区融資の残債を一つにまとめる場合には、下記の借換をすることができます。

(ただし、他行を含む借換の場合は、所定の「借換同意書及び誓約書(第36号様式)」及び「借換融資実行に伴う完済報告書(第37号様式)」の提出が必要になります。)

- (1) 経営改善借換融資(責任共有制度、80%保証)

借換残高に運転資金(500万円以内)を上乗せすることができます。残債のみの借換は、借換される融資が複数であり、申込金額は残債の合計金額となります。

- (2) 小規模企業資金融資(責任共有制度対象外、100%保証)

借換残高に運転資金を上乗せするあっせんの申込みとなり、残債のみの借換はできません。借換融資(経営改善借換融資及び小規模企業資金融資)には、据置期間はありません。

3 信用保証料の補助

区融資制度を利用する場合には、下記の信用保証料の補助を受けることができます。

- (1) 普通融資：信用保証料相当額の2分の1(小規模企業資金融資のみ全額)
- (2) 特別融資：信用保証料相当額の全額

(ただし、創業支援融資及び事業承継支援融資を除き、3本目以降のご利用は、相当額の2分の1になります。)

借換融資(経営改善借換融資及び小規模企業資金融資)には、信用保証料の補助はありません。

信用保証料の補助を受けた融資を繰上完済し、信用保証料の一部が保証協会から返戻された場合には、区が補助した信用保証料の補助率(全額又は1/2)に応じて、区に過払い金額を返還していただきます。返還されない場合には、次回、区の融資制度を利用できない場合があります。(P.11 Q 6参照)

4 利子補給（利率は融資の種類により異なります）（P.4、P.6 参照）

区では、融資を利用する方の返済の負担軽減を図るために、利子の一部を補助しています。
なお、次のような場合には利子補給を中止します。

- (1) 偽りの申込み、その他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) あっせんを受けた融資を目的外に使用したとき。
- (3) 融資の対象となった物件を譲渡し、又は貸与したとき。
- (4) 区内に営業の本拠（個人：住所又は事業所、法人：本社）を有しなくなったとき。
- (5) 事業を廃業した場合又は法人を解散したとき。ただし、従前の事業を継続する場合を除く。
- (6) 代位弁済が行われたとき。
- (7) あっせんを受けずに条件変更をしたとき、又は条件変更のあっせんと異なる変更を行ったとき。
- (8) その他要綱等に定める事項に違反したとき。

5 返済方法（残債の一部返済は不可）

- (1) 返済方法は、元金均等割賦払い（返済回数 2 回以上）、元金返済は千円単位となります。
最終月の元金返済額は、原則毎月の元金返済額のおおむね 2 倍以内となります。
- (2) 小規模企業資金融資は、返済期間が 6 か月以内の場合には一括返済することができます。
- (3) 融資の残債については、返済約定期間前に一括して全額を繰上完済することができます。

6 条件変更（返済期間の据置又は延長）（P.11 Q1、Q5 参照）

現在、区の融資をご利用中の方で返済が困難な場合には、返済期間の据置又は延長を行うことができます。

返済期間の据置等に係る変更は、1 つの融資について 24 か月以内（1 回につき最大 12 か月）、条件変更を希望する方は、必ず事前に経営支援課融資係にご相談ください。

次のいずれかで条件変更をした場合には、区の利子補給を中止します。
(1) 区に条件変更のあっせん申込み（第 6～10 号様式）をしていない場合
(2) 区の条件変更のあっせんと異なる場合
なお、過払い金が発生した場合には、返金していただきます。

7 変更届

区の融資をご利用中の方が、事業所の所在地、代表者等を変更した場合には、変更内容が確認できる書類を添付の上、「荒川区中小企業融資変更届（第 21 号様式）」を経営支援課融資係に提出してください。

融資に関するご相談（税理士又は中小企業診断士による専門相談）

区では、融資に関する創業、事業承継等の各種専門相談、融資の利用及び申込書類に関するご相談等を受け付けています。融資に関するご相談は、経営支援課融資係にお問い合わせください。

なお、IT 支援融資、創業支援融資、新分野進出等支援融資及び事業承継支援融資を利用する場合には、事前に税理士又は中小企業診断士による専門相談を受けていただく必要があります。

荒川区中小企業融資申込必要書類一覧表（法人の場合）

申込書及び添付書類等	資金用途			確認事項
	運転	設備	併用	
1 荒川区中小企業融資あっせん申込書 (第1～5号様式)				法務局に登録してある会社の実印(代表者印)で押印
2 荒川区中小企業融資信用保証料 補助金交付申請書(第13号様式)				法務局に登録してある会社の実印(代表者印)で押印
3 荒川区中小企業融資信用保証料請求書兼 支払金口座振替依頼書(第15号様式)				振込先金融機関の預金種別(普通・当座)を選択し、口座の番号及び名義(要ワカナ)を記入
4 荒川区中小企業融資あっせん及び 利子補給等に係わる念書(第16号様式)				代表者名は必ず本人が署名
5 確定申告書一式 (電子申告の場合にはメール詳細が必要)				税務署の受付印のある最新の確定申告書・決算書一式 (貸借対照表・損益計算書・科目明細・法人事業概況説明書等含む)
6 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本等)				発行から3か月以内のもの (取得場所)東京法務局北出張所 ¹⁾
7 納税証明書 (電子申告をし、かつ税額が無い場合は 法人税・その2の納税証明書が必要)				法人税(その1)又は事業税の納税証明書 (取得場所)法人税:荒川税務署 ¹⁾ 事業税:荒川都税事務所 ¹⁾
8 実印				あっせん申込書等に押印した実印(代表者印) (代理申請の場合には印漏れ、誤記に注意)
9 印鑑証明書				あっせん申込書等に押印した実印(代表者印)の証明書 発行から3か月以内のもの (取得場所)東京法務局北出張所 ¹⁾
10 預金通帳等				信用保証料補助金の振込先金融機関口座の番号及び名義がわかるもの
11 見積書及びカタログ等	×			見積業者の署名・押印(業者が法人の場合は社判)があり、有効期限内のもの
12 契約書等	×			借家・借地の事務所(改修の場合は持ち主の承諾書)
13 建築確認書等	×			新築、増築の場合等
その他 (必要な場合)	許可書等			必要とする業種のみ 例:飲食業(保健所長の許可書)
	住民票等 (在留の資格・期間が記載されたもの)			代表者が日本国籍を有していない場合 (取得場所)区役所本庁舎1階戸籍住民課 又は区民事務所
	繰上完済後、再度融資を申込み場合			完済後の残高計算書又は借用証書等 (完済報告時は不要)
	売上高等状況申告書(第31号様式) 売上台帳等(直近3か月及び前年同 時期3か月の売上高が確認できるもの)			経営基盤強化融資を申込み場合
	売掛金・受取手形等回収状況申告書 (第33号様式)、売上台帳等 (今期・前期の売掛金、受取手形 及び売上高が確認できるもの)			経営基盤強化融資を申込み場合
	賃金台帳、法人事業概況説明書等 (従業員数を確認できるもの)			小規模企業資金融資 又は小規模企業特別支援融資を申込み場合

書類に添付する確定申告書、証明書等は、写しをいただいた後にお返しします。

申込書は、区役所6階 番窓口にて配布しています。

申込書は、荒川区ホームページにも掲載してあります。

¹⁾ 必要証明書の取得場所(所在地・電話番号)については、P.12 Q 9 に掲載してあります。

荒川区中小企業融資申込必要書類一覧表（個人の場合）

申込書及び添付書類等	資金用途			確 認 事 項
	運 転	設 備	併 用	
1 荒川区中小企業融資あっせん申込書 (第1～5号様式)				印鑑登録している実印で押印
2 荒川区中小企業融資信用保証料 補助金交付申請書(第13号様式)				印鑑登録している実印で押印
3 荒川区中小企業融資信用保証料請求書兼 支払金口座振替依頼書(第15号様式)				振込先金融機関の預金種別(普通・当座)を選択し、口 座の番号及び名義(要ワカナ)を記入
4 荒川区中小企業融資あっせん及び 利子補給等に依る念書(第16号様式)				代表者名は必ず本人が署名
5 確 定 申 告 書 一 式 (電子申告の場合にはメール詳細が必要)				税務署の受付印のある最新の申告書一式 青色申告:青色申告書・青色申告決算書 白色申告:白色申告書・収支内訳書
6 区民税及び国民健康保険料等 納税状況確認の印(第1号様式内)				(申込み前に下記の場所で確認・押印してください) (取得場所)区民税:区役所本庁舎2階税務課 国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料 :区役所本庁舎1階国保年金課 荒川区以外に居住している又は国民健康保険以外の方は、 その被保険者証を持参ください
7 納 税 証 明 書 (電子申告をし、かつ税額がない場合は 申告所得税・その2の納税証明書が必要)				申告所得税(その1)又は事業税の納税証明書 (取得場所)申告所得税:荒川税務署 ¹⁾ 事業税:荒川都税事務所 ¹⁾
8 実 印				あっせん申込書等に押印した実印 (代理申請の場合には印漏れ、誤記に注意)
9 印 鑑 証 明 書				あっせん申込書等に押印した実印の証明書 発行から3か月以内のもの (取得場所)区役所本庁舎1階戸籍住民課 又は区民事務所
10 預 金 通 帳 等				信用保証料補助金の振込先金融機関口座の番号及び名 義がわかるもの
11 見 積 書 及 び カ タ ロ グ 等	×			見積業者の署名・押印(業者が法人の場合は社判)があ り、有効期限内のもの
12 契 約 書 等	×			借家・借地の事務所(改修の場合は持ち主の承諾書)
13 建 築 確 認 書 等	×			新築、増築の場合等
その他 (必要な場合)	許 認 可 書 等			必要とする業種のみ 例:飲食業(保健所長の許可書)
	住 民 票 等 (在留の資格・期間が記載されたもの)			代表者が日本国籍を有していない場合 (取得場所)区役所本庁舎1階戸籍住民課 又は区民事務所
	繰上完済後、再度融資を申込み場合			完済後の残高計算書又は借用証書等 (完済報告時は不要)
	売上高等状況申告書(第31号様式) 売上台帳等(直近3か月及び前年同 同期3か月の売上高が確認できるもの)			経営基盤強化融資を申込み場合
	売掛金・受取手形等回収状況申告書 (第33号様式)、売上台帳等 (今期・前期の売掛金、受取手形 及び売上高が確認できるもの)			経営基盤強化融資を申込み場合
賃金台帳、法人事業概況説明書等 (従業員数を確認できるもの)				小規模企業資金融資 又は小規模企業特別支援融資を申込み場合

書類に添付する確定申告書、証明書等は、写しをいただいた後にお返しします。

申込書は、区役所6階 番窓口にて配布しています。

申込書は、荒川区ホームページにも掲載してあります。

¹⁾ 必要証明書の取得場所(所在地・電話番号)については、P.12 Q 9 に掲載してあります。

融資制度に関するよくあるご質問 Q & A

Q1 代表者(事業主)が行けない場合には、他の者でも大丈夫ですか。

A 取扱金融機関を除く第三者の申込みはできませんが、事業内容を把握している経理担当者又は配偶者などの家族なら構いません。

ただし、金融機関が代理申請する場合には、委任状(第35号様式)をご持参ください。

また、自署が必要な念書(第16号様式)には、代表者(事業主)の署名が必要となります。

なお、創業支援融資及び条件変更のご相談並びに申込みは、代表者(事業主)のみとなります。

Q2 東京信用保証協会の保証対象外の業種はどのような業種ですか。

A 保証対象外の業種は、農業・林業・漁業・風俗関連営業・金融業・宗教法人などです。

対象の業種かどうかわからない場合には、直接、信用保証協会へご確認ください。

【問合せ先】東京信用保証協会 千住支店(電話:03-3888-7231)

Q3 あっせん書に有効期限はありますか。

A 有効期限はありませんが、提出していただく書類の中には有効期限(概ね3か月以内)があるものもありますので、あっせんを受けたら、すぐに金融機関で申込みの手続きをしてください。

なお、セーフティネット保証5号認定書の有効期限は、認定日から起算して30日以内ですので、ご注意ください。

Q4 信用保証料の補助金はいつ支払われますか。

A 融資が実行されてから約2か月後に、指定の金融機関口座へ振込みます。

振込日の約1週間前までに「決定通知書」を送付しますので、ご確認ください。

Q5 現在、区制度融資を利用していますが、返済期間を変更する場合に必要なものはありますか。

A 返済期間を条件変更(据置又は延長)する場合には、実印をお持ちください。

なお、あっせん時には、金融機関の残高や変更した内容について、代表者(事業主)に直接お伺いして金融機関に照会します。事前に、金融機関と十分な話し合いをした上、窓口へお越しください。

Q6 信用保証料補助金の「過払い金の返納請求通知」が送られてきましたが、なぜでしょうか。

A 信用保証料の補助を受けた区の融資を繰上完済し、信用保証料の一部が保証協会より返戻された場合には、区が補助した比率(全額又は1/2)に応じて、区に過払い金額を返還していただきます。

金額などの詳細は、同封する「過払い金の返納請求通知書」に記載されておりますので、ご確認ください。

Q7 区であっせんを受けましたが、都合により融資を申込みなかった場合には、どうすればよいでしょうか。

A 申し込まれたあっせんの取下げをしますので、あっせん書をすべて区役所にお返しください。

その際、経営支援課融資係まで、必ずご連絡ください。

Q8 本社登記は区内ですが、事業実態が他区にある場合にはあっせんの対象になりますか。

- A 区内に事業実態がない場合には、あっせんの対象になりません。
また、本拠の実態が区内にあっても、区内に本社登記がない場合には対象になりません。

[個人の場合]

[法人の場合]

事業主住所	営業の本拠地	あっせん対象	本店登記所在地	営業の本拠地	あっせん対象
区内	区内		区内	区内	
	区外	1)		区外	×
区外	区内	2)	区外	区内	×
	区外	×		区外	×

1) 創業支援融資は、あっせん対象外です。

2) 区民税(事業所課税分)を納付している必要があります。

Q9 あっせんの申込みに必要な証明書はどこで取れますか。

- A 必要証明書の取得場所については、下表をご覧ください。

(平成31年4月1日現在)

	証明書の種類	取得場所	所在地	電話番号
個人	納税証明書(所得税)	荒川税務署	荒川区西日暮里6-7-2	3893-0151
	納税証明書(事業税)	荒川都税事務所	荒川区西日暮里2-25-1	3802-8111(代)
	印鑑証明書	荒川区役所本庁舎 戸籍住民課(1階) 又は区民事務所	荒川区荒川2-2-3	3802-3111(代)
	住民票			
	区民税(確認印) 1)	荒川区役所本庁舎 税務課(2階)		
	国民健康保険料(確認印) 2) 後期高齢者医療保険料 (確認印) 2)	荒川区役所本庁舎 国保年金課(1階)		
法人	納税証明書(法人税)	荒川税務署	荒川区西日暮里6-7-2	3893-0151
	納税証明書(事業税)	荒川都税事務所	荒川区西日暮里2-25-1	3802-8111(代)
	履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	東京法務局 北出張所	北区王子6-2-66	3912-2608
	印鑑証明書			

確認印は、荒川区中小企業融資あっせん申込書(第1号様式)に押印してください。取扱金融機関が代理申請をする場合には、委任状(1)第19号様式、(2)第20号様式)が必要になります。

○セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項）

この制度は、取引先の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻及び大規模な経済危機等による信用の収縮などにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への円滑な資金供給を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠に保証するものです。

当制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項に該当する中小企業者について、事業所の住所地¹⁾を管轄する区市町村の窓口にて下記の必要書類を提出して認定を受け、認定書を金融機関又は所在地を担当する信用保証協会に持参の上、保証付融資を申込みが必要です。

指定業種等については変更されることがありますので、中小企業庁ホームページをご覧ください。

【中小企業庁（セーフティネット保証制度）ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm】

〔セーフティネット保証制度〕

経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号）

- ・ 1号認定：連鎖倒産防止
- ・ 2号認定：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- ・ 3号認定：突発的災害（事故等）
- ・ 4号認定：突発的災害（自然災害等）
- ・ 5号認定：業況の悪化している業種（全国的）
- ・ 6号認定：取引金融機関の破綻
- ・ 7号認定：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- ・ 8号認定：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）[平成30年4月1日施行]

- ・ 危機関連保証制度：大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応

経営安定関連保証1～6号（5号を除く。）認定及び危機関連保証は、責任共有制度対象外

〔必要書類〕 認定の種類により、下記以外の書類が必要になる場合があります。

- 1 認定申請書 2通
- 2 税務署の受付印のある最新の確定申告書一式²⁾（決算書）
電子申告している場合には、メール詳細が必要となります。
- 3 履歴事項全部証明書²⁾（原則3か月以内に発行されたもの）
- 4 印鑑証明書²⁾（原則3か月以内に発行されたもの）
- 5 実印
- 6 許認可等を必要とする業種の場合：許認可書等²⁾
- 7 荒川区取扱金融機関(P.15参照)が代理申請をする場合：委任状（第35号様式）

¹⁾ 事業所の住所地【個人】事業実体のある事業所のある所在地

【法人】事業実体のある事業所のある所在地又は登記上の住所地

²⁾ 原本は、書類に添付する写しをいただいた後にお返しいたします。

関係機関等のご案内

< 東京信用保証協会 >

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

融資相談窓口	所在地	電話番号
(荒川区地域担当) 千住支店	足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ビル 2 階	3888-7231

< その他の融資相談等窓口 >

融資相談窓口	所在地	電話番号	
東京都 産業労働局 金融部 金融課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 29 階北側	5320-4877	
日本 政策 金融 公庫	(南千住・荒川・町屋地区担当) 千住支店 国民生活事業	足立区千住仲町 41-1 三井生命北千住ビル 2 階	3881-6175
	(尾久・日暮里地区担当) 上野支店 国民生活事業	台東区東上野 2-18-10 日本生命上野ビル 5 階	3835-1391
	千住支店 中小企業事業	足立区千住仲町 41-1 三井生命北千住ビル 7 階	3870-2125
商工組合中央金庫 上野支店	台東区上野 1-10-12	3834-0111	
東京商工会議所 荒川支部	荒川区荒川 2-1-5 セントラル荒川ビル 9 階	3803-0538	

< 各種証明書発行機関 >

発行機関	所在地	電話番号
東京法務局 北出張所	北区王子 6-2-66	3912-2608
荒川税務署	荒川区西日暮里 6-7-2	3893-0151
荒川都税事務所	荒川区西日暮里 2-25-1	3802-8111

ご利用いただける荒川区取扱金融機関 [15 金融機関 49 店舗] (平成 31 年 4 月 1 日現在)

荒川区中小企業融資制度のあっせんは、下記の金融機関よりご都合にあわせてお選びください。

なお、区のおっせん申込み前に金融機関にご相談いただくと、あっせん後の手続きがスムーズになります。

金融機関名	電話	所在地
みずほ銀行		
稲荷町支店	3842-3261	台東区東上野 5-1-5
三ノ輪支店	3803-3111	荒川区南千住 1-32-9
根津支店	3821-8181	文京区千駄木 2-7-9
動坂支店	3821-2171	文京区千駄木 4-7-8
尾久支店	3802-5131	北区田端新町 2-26-1
王子支店	3912-2231	北区王子 1-12-4
三菱UFJ銀行		
日暮里支店	3891-4135	荒川区東日暮里 3-46-7
三河島支店	3891-8151	荒川区東日暮里 3-46-7
上野支店	3831-8135	台東区東上野 1-14-4
三井住友銀行		
日暮里支店	3802-4131	荒川区西日暮里 2-15-6
町屋支店	3895-4161	荒川区町屋 1-1-6
上野支店	3833-1251	台東区台東 4-11-4
りそな銀行		
日暮里支店	3891-5161	荒川区西日暮里 2-29-3
千住支店	3882-5111	足立区千住 2-55
千葉銀行		
千住支店	5284-1051	足立区千住 1-4-1
きらぼし銀行		
三河島支店	3834-4205	台東区東上野 1-7-15
阿波銀行		
東京城北支店	3927-1051	北区王子 2-30-3
東日本銀行		
尾久支店	3893-6411	荒川区西尾久 3-21-3
町屋支店	3893-6411	荒川区西尾久 3-21-3

金融機関各支店は、合併・統廃合等によって、店舗名等が変更になる場合があります。

金融機関名	電話	所在地
朝日信用金庫		
荒川支店	3895-3011	荒川区町屋 6-1-1
根岸支店	3875-1401	台東区根岸 4-15-11
東尾久支店	3895-2222	荒川区荒川 5-31-7
西尾久支店	3810-0111	荒川区西尾久 2-30-1
合羽橋支店	3844-6191	台東区松が谷 3-18-13
浅草支店	3876-0701	台東区浅草 4-49-12
根津支店	3822-2411	文京区千駄木 2-44-3
荒川南支店	3807-8711	荒川区荒川 1-22-11
東京東信用金庫		
荒川支店	3806-6801	荒川区荒川 4-25-9
尾久支店	3894-4131	荒川区東尾久 4-4-15
町屋支店	3895-9671	荒川区町屋 3-31-14
城北信用金庫		
王子営業部	3913-1151	北区豊島 1-10-10
東尾久支店	3895-3711	荒川区東尾久 2-37-18
日暮里中央支店	3891-4121	荒川区東日暮里 6-6-4
尾久中央支店	3893-8121	荒川区西尾久 3-8-1
動坂支店	3821-8161	文京区千駄木 3-24-10
梶原支店	3914-5611	北区堀船 3-31-9
日暮里駅前支店	3803-5121	荒川区東日暮里 5-51-10
南千住支店	3802-1111	荒川区南千住 5-40-16
本店営業部	3891-2111	荒川区荒川 3-79-7
町屋支店	3892-8101	荒川区町屋 1-3-9
尾久駅前支店	3894-4141	北区昭和町 2-8-1
瀧野川信用金庫		
本店	3893-6151	北区田端新町 3-25-2
田端支店	3828-6211	北区田端 1-13-11
巣鴨信用金庫		
西日暮里支店	3802-2111	荒川区西日暮里 5-34-4
王子支店	3927-6111	北区王子 1-22-15
大東京信用組合		
日暮里支店	3802-8181	荒川区東日暮里 5-11-5
三ノ輪支店	3876-2251	台東区三ノ輪 1-8-1
第一勧業信用組合		
鶯谷支店	3874-8621	台東区根岸 3-13-2
尾久支店	3983-7205	荒川区西尾久 1-21-15